

「国税に関する申告・納付等の期限」 についてのお知らせ

この度の平成30年北海道胆振東部地震により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

勇払郡厚真町、勇払郡安平町及び勇払郡むかわ町の納税者の方の、平成30年9月6日から平成31年1月30日までに期限が到来する全ての国税の申告・納付等の期限は、

平成31年1月31日（木） となります。

平成30年分消費税及び地方消費税（中間申告分及び課税期間の特例分）の振替納付日は、平成31年2月26日（火）となります。

また、平成30年分申告所得税及び復興特別所得税の予定納税（第2期分）については、納付する必要はありません。

詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。

○ 上記期限までに申告・納付等が困難な方へ

次の制度の適用を受けることができる場合がありますので、最寄りの税務署へご相談ください。

① 申告・納付等の期限の延長

上記期限までに、平成30年北海道胆振東部地震により申告・納付等ができない場合には、個別に所轄税務署長に申請して、期限の延長措置を受けることができます。

② 納税の猶予

平成30年北海道胆振東部地震による災害等により、財産に相当な損失を受けた方や、国税を一時に納付することが困難な方については、所轄税務署長に申請することにより、最長で3年間、納税の猶予を受けることができます。

詳しくは、最寄りの税務署にご相談いただくか、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。